静岡労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃（平成23年静岡労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成26年３月26日　　静岡労働局長　柳瀬　倫明

静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　静岡県の区域内で車両電気配線装置製造業に係る業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、１本（キャップ通しについては１個）につき、金額欄に掲げる金額

業務	内容	規格	金額
カプラー差し	電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。	15センチメートル以下の電線について行うもの	１本につき23銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	１本につき39銭
		50センチメートルを超え２メートル以下の電線について行うもの	１本につき45銭
		２メートルを超える電線について行うもの	１本につき55銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	１本につき23銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	１本につき48銭
		50センチメートルを超え１メートル以下のチューブについて行うもの	１本につき61銭
キャップ通し	電線の端末に取り付けられた端子に絶縁キャップをかぶせることをいう。		１個につき41銭

㈱　「カプラー差し」は端子を１本につき、「チューブ通し」はチューブを１本につきの金額をいう。

４　効力発生の日　平成26年４月25日

公　聴　会

異議申立てに係る意見聴取会の開催

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百十条第一項の規定に基づき、件名、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十六年三月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　件名　行政不服審査法に基づく異議申立てに係る意見聴取会（異議申立人　谷川　寿光）

二　期日　平成二十六年四月十七日（午後二時から）

三　場所　経済産業省別館一階　一一四会議室（東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）

四　事案の要旨　東京電力株式会社が電気供給約款の変更認可申請したことに対して、平成二十四年七月二十五日付けをもって経済産業大臣が行った認可の取消しの決定を求める異議申立てについて意見聴取会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すること。）及び職名）及び意見の概要並びに利害関係があることを疎明する事実を記載した経済産業大臣あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「東京電力関係意見聴取会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年四月三日までに経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課（郵便番号一〇〇―八九三一　東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）に到達するよう提出すること。この意見陳述届出書は、電子メール（qqmfbe@meti.go.jp）により提出することもできる。なお、追って経済産業大臣が当日意見を述べることのできる者を指定の上、届出者あて通知する。

五　五　五　